

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給決定処分、同年〇月〇日付けでした同給付に係る支給変更決定処分並びに同年〇月〇日付けでした同給付に係る不支給決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、A会社B事業所にクレーン工として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、チェーン吊具を用いてコイルをホイストでコイル置き場へ移動作業中、バランスを崩しチェーンとコイルの間に左手を入れた状態でホイスト操作ボタンを押したため左手小指を負傷し、同日、C病院に受診し、「左小指切断」と診断された。

その後、複数の医療機関において左小指切断、屈筋腱断裂、左第5指外傷性切断後後遺症、左小指神経痛の傷病名により加療していたが、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「左第5指切断後カウザルギー」と診断され加療した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は全額支給する旨の決定をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間について、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は平成〇年〇月〇日以降の休業日については、通院日のみ支給する旨の処分をした。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間について監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は一旦は全額支給する旨の処分をしたが、その後、通院日のみを支給対象とする内容に変更する旨の処分をした。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年平〇月〇日までの期間について、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は通院日のみ支給する旨の各処分をした。

請求人は、平成〇年〇月〇日以降の期間に係るこれら処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病に対する休業補償給付について通院日のみ支給し、その他の各日については支給しないとした処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月頃以降、レーザー照射の回数を増やしたことで疼痛の回数が減り、治療の効果が出ていると述べているが、E医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、治療に関しても改善傾向に乏しく、新た

な治療法の展開を予定しているものではないなら、後遺症認定後、アフターケアでの治療が妥当であると思われる」と述べている。請求人は受傷から7年近くにわたり治療を継続しており、その傷病の部位、治療内容及び経過からして、既に治ゆ（症状固定）の状態にあると考えられる。

- (2) 請求人は、再審査請求の理由において、療養のために休業が必要な状態であると主張しているが、労災保険の休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病により、療養のために労働することができない場合に支給されるが、「労働することができない」とは、必ずしも負傷又は疾病の直前と同一の労働ができないということではなく、「一般的に労働不能である」ことを意味するものである。

E医師は、意見書において、要旨、左第5指の切断後のカウザルギーは認めるが、右手は健在であり、職種を選ばなければ右手のみの作業は可能と考えられると述べており、当審査会は、E医師の意見は妥当であり、請求人は「一般的に労働不能である」には該当しないと判断する。

- (3) 請求代理人は、①監督署が、本件処分後、休業補償給付を、一度、全日支給とした後通院日のみの支給に変更したこと、②復職について会社と直接交渉したが上手くいかず、労働委員会で和解交渉をしていることを挙げて、監督署の決定がよい加減なものであり、混乱の原因になっていると主張しているが、「労働することができない」か否かは、医学的に判断されるものであり、請求代理人の主張は、医学的判断に影響を及ぼすものではない。

- (4) したがって、当審査会は、平成〇年〇月〇日以降について、請求人が療養のために労働できなかったのは通院日のみであり、他の期間についてはいずれも就労可能な状態であったと判断する。

- (5) なお、監督署長は、受傷後7年近く漫然と休業補償給付を支給し続け、本件処分後も、請求人が通院日数を増やしたにもかかわらず、通院日数に応じた休業補償給付を約1年数ヶ月間にわたり支給し続けているが、通院の頻度、休業の必要性、治ゆ等について、適切な時期に医師に意見を求めるなど、医学的見解を踏まえ必要な判断をすべきであることを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付について通院日のみ支給し、その他の各日については支給しないとした処分は、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。